令和７年7月８日

徳島県教育委員会
　教育長　中川　斉史　殿

徳島県小中学校管理職員協議会
会長　黒田　博章

第58回定期大会に基づく身分保障・処遇・教育諸条件の改善等に関する要望書

　徳島県教育委員会におかれましては、平素から教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善に真摯に取り組まれていることに対し敬意を表します。
　さて、私たちは、去る５月３１日に第５８回徳島県小中学校管理職員協議会（徳管協）定期大会を開催し、身分保障・処遇・教育諸条件の改善等を中心とする本年度の活動方針・具体的な活動目標を決議いたしました。また、この決議事項をもとに第２回徳管協理事会において、以下のように要望事項を決定いたしました。
　県財政の厳しい状況下ではありますが、良識ある本会の総意として十分ご検討いただき、要望が実現されますようお願い申し上げます。
　なお、要望事項には、国及び市町村レベルの内容も含めていますが、文部科学省等関係機関に私たちの声を届けていただき、教育施策に反映されますようお願いいたします。

要　望　事　項

１　身分保障・処遇改善

⑴教職員給与制度を見直し、教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な６級制の制度化を図ること。特に、生活の基礎である給与又は期末・勤勉手当等の減額は絶対に避けること。また、管理職員の実態に見合うとともに管理職員不足解消のため管理職手当と退職手当の増額を図ること。

給与等については、人事委員会勧告（報告）を尊重する基本方針に変わりありません。厳しい財政状況の中、管理職手当の増額は困難ですが、今後の国の動向を注視してまいります。

⑵副校長・教頭の俸給加算額（7,500円：２%以下）の改善を図ること。
⑶小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化にすること。

人事委員会勧告(報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

⑷校長の権限強化と副校長・教頭の処遇改善を図ること。
⑸管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当算定基礎へ繰り入れること。
⑹「人材確保法」の趣旨の堅持と「新たな人材確保法」の制定を求める。また、「義務教育費」の負担率1/3を1/2へ、その後更に全額国庫負担化の早期実現を図ること。（文部科学省）
⑺義務教育等教員特別手当の支給額の維持・改善を図ること。
⑻女性管理職の積極的な登用を図ること。

男女を問わず、とくしま教育育成指標で示す素養及び学校マネジメント力を備えた教員を管理職に任用してまいります。女性管理職の任用については、受審者が増えるように市町村教育委員会に働きかけているところであり、引き続き、推進してまいります。

⑼人事委員会制度を堅持し、勧告を尊重すること。
⑽「教職員の育成・評価システム」、功績表彰の適正な運用を図ること。（県・市町村教育委員会）
⑾令和５年度より開始となった定年延長制を踏まえて、本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

役職定年後の働き方については、情報提供を丁寧に行うとともに、教育管理職としての経験を生かせる働き方について研究してまいります。

⑿定年延長制については、役職定年制の特例として認められる特定管理監督職群である特例任用管理職（校長・副校長・教頭）を令和７年度に引き続き令和８年度も運用実施を図ること。また、教育管理職員の責任の重さを考慮して、特定管理監督職群である特例任用管理職の管理職手当は職責に鑑みて減額しない等の改善を図ること。

令和８年度特定管理監督職群の特例任用については、管理職任用審査の志願者数を踏まえ、欠員が容易に補充できない場合と判断し、実施します。管理職手当の増額は困難ですが、今後の他都道府県の動向を注視してまいります。

⑿役職段階別加算制度の改善（校長一律20%，副校長・教頭15%）を図ること。
⒁管理職員特別勤務手当支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。
支給用件の拡大については、修学旅行等宿泊行事において管理職員が引率して行う指導業務で泊を伴うものを適用すること。
また、特に次の週休日・休日等における勤務や参加を適用すること。
① 学校設備の修繕工事等の管理・立会
② 県小中学校長会及び教頭会の総会、研修会、理事会等の参加

管理職員特別勤務手当については国に準拠しており、支給要件の拡大は困難です。今後の国及び他県の動向を見守ってまいります。なお、請求手続きの簡素化は検討してまいります。
また、①及び②の取扱いについては、次のとおりです。
① 宿日直手当の支給対象となります。
② 任意団体が開催する総会、研修会、理事会等については、支給不可です。

⒂併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

困難です。

⒃市町村立小中学校事務室長の管理職員への指定を図ること。

事務室長を管理職員とすることは、困難です。

２　教育諸条件の改善・充実

⑴義務標準法の改正による少人数学級の年次的・計画的な拡大を関係省庁へ働きかけること。

すでに国に先がけて少人数学級を実現しております。

⑵少人数指導、児童生徒支援、特別支援教育等の個別の教育課題への加配定数の確保を関係省庁へ働きかけること。

個別の教育課題への加配定数の確保が図られるよう、引き続き、国に要望してまいります。

⑶いじめ、不登校、子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備を図ること。
① 生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的オ対応
② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談時間の拡充及び特別支援教育巡回相談員の増員
③ 法的な専門相談員としてのスクールロイヤー派遣
④ 県教育委員会内に設置した学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による「専門家チーム」の制度の周知と効果的な運用

① 生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の挙育課題に対して、学校の状況を確認し、市町村教育委員会と連携して支援を行っているところです。
② 引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカによる教育相談体制の拡充に努めてまいります。
③ スクールロイヤーについては、学校だけでは解決困難な問題の早期解決のため公立学校等に派遣できる体制を整えています。また、昨年度より県教育委員会内に「いじめ・学校問題相談窓口」を設置し、学校からの要請に応じ,、スクールロイヤーを含む専門家チームを派遣し、問題解決に向けての対応を支援しています。
④ 問題の早期解決のために学校問題解決支援事業の周知に努めてまいります。相談事業ごとの一般的な対応策の周知ともに効果的な運用を研究してまいります。

⑷新学習指導要領に伴う、円滑な教育活動実施のための教育環境の整備と充実を図ること。
① 小学校における英語専科教員の増員

② プログラミング教育に特化した支援員の配置
③ GIGAスクール構想の目的実現のための専門的支援体制の推進
ア 教員研修の支援、技術面・指導面の助言
イ GIGAスクールサポーター
ウ ICT支援員の配置

① 本年度は、英語専科教員を１７名小学校に配置したところです。今後については、専科教員による成果を検証するとともに、県全体の定数状況を踏まえながら、配置してまいります。
② ICT支援員に求める資質能力等は、市町村教育委員会ごとに決めていただいております。
なお、外部団体による小学校を対象とした学校ICTボランティア活用制度の案内を行っています。
③ 教育DX推進課において、教員研修による支援や技術的なサポーターを行っております。また、ICT支援員などの専門人材の増員配置についても、市町村教育委員会に対してその必要性を引き続き周知してまいります。

⑸小学校の４～６学年はもとより３学年における「教科担任制」に係る配置を図ること。

「小学校教科担任制（専科指導）」の加配については、国の加配要件に則り配置しております。今後も、国の動向を注視してまいります。

⑹中学校における免許外教科担当の解消を図ること。
① 非常勤講師等の配置による解消

中学校の免許外教科担任の解消については、重要な課題として受け止め、加配措置、非常勤講師の派遣など、その解消に努めているところです。エリアティーチャーとして複数校に兼務をかけた取組を行い、研究を進めているところです。

⑺へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

加配教員については、学校訪問や市町村教育委員会等の要望を踏まえながら、実情を的確に把握し、配置しているところです。厳しい定数状況の中、全県的な状況を見ながら配置してまいります。

⑻養護教諭・事務職員の全校配置及び大規模校等への複数配置を図ること。
⑼小学校長の幼稚園長兼務の解消を図ること。（市町村教育委員会）

幼稚園長の任命は市町村教育委員会の権限であり、回答は差し控えさせていただきます。

⑽教頭の全校配置（当面3学級以上の学校）と大規模校等への複数配置の拡充を図ること。

教頭の配置については、市町村教育委員会、校長と協議しながら行っているところです。
また、教頭の大規模校等への複数配置の拡充は困難です。

⑾教員免許更新廃止に伴う新研修制度が過重負担にならないように方策を図ること。
⑿図書費、教材費等の使途の適正化・明確化の指導徹底を図ること。（市町村教育委員会）
⒀学校の統廃合に関する適正規模・配置等手引きの機械的な適用の回避を図ること。（市町村教育委員会）

引き続き、市町村教育委員会と連携し、「小中一貫教育推進委員会」の設置や「地区交流会」の開催など、学校を核とした地域の取組を積極的に支援してまいります。

⒁ 教育の政治的中立性を尊重した改正地教行法の施行を図ること。（県・市町村教育委員会）
⒂「学校の働き方改革」において教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。
① 臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策
② 重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
③ 激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
④ 運動部と文化部の部活動指導員の増員
⑤ 支援スタッフ（教員業務支援員・学習指導員）の確保と配置充実
⑥ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置及び積極的な運用
⑦ 給食費の公会計化
⑧ １年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

① ティーチャーズバンク登録の申請については、電子申請で手軽に行えるよう改善を図っています。さらに求人情報サイトやCATVを活用し、新たな広報活動を進めてまいりました。昨年度は、高校生向けの「『徳島で教員になろう！』から徳島教育の未来応援プロジェクト～」（教職説明会）を開催することで、若者向けに教員の魅力を発信し、長期的に教員志望者の拡大を目指した取組も行っております。
　このような新たな取組を行い、積極的に、ティーチャーズバンクやマイスターバンクの周知を図り、補充教員の確保に努めてまいります。
② 教職員の健康管理については、必要な施策を展開しているところであり、特に管理職に対する個別サポートとして、臨床心理士等専門相談による「教職員相談事業」及び県教育委員会保健師による「教職員健康相談事業」の活用を促進してまいります。
③・⑥ 令和６年度より、副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、「副校長・教頭マネジメント支援員」を配置しております。本年度は、１０名の配置を予定しております。今後も、予算の確保に努めるとともに、市町村教育委員会に対し、活用を促してまいります。
④ 部活動指導員の配置は、市町村からの要求に基づいて予算を確保しており、運動部で、本年度は、昨年度の８０名から１０名増の９０名、文化部は、昨年度の３名から本年度１０名の配置が予定されています。引き続き予算の確保に努めるとともに、市町村教育委員会に対し、活用を促してまいります。
⑤ 教員業務支援員については、令和２年度より実施主体を市町村とする補助事業に移行し、昨年度の１０５名から２５名増の１３０名の配置を予定しております。引き続き、市町村教育委員会と連携し、活用を促してまいります。また、学習指導員についても昨年度から実施主体を市町村とする補助事業に移行し、昨年度から４名増の１３１名の配置を予定しております。
⑦ 給食費の公会計化について、市町村教育委員会に対し、先進地における優良事例を紹介するなどの支援を行ってまいります。
⑧ 制度の周知と効果的な運用について、引き続き市町村教育委員会と連携を図ってまいります。

３ 旅費、手当の増額及び新設

⑴普通旅費の増額と速やかな執行を図ること。（算定基準を明確に）
① 実態把握
② 出張の精選
③ 正当旅費の支給

今後とも普通旅費の確保に努めてまいりますが、厳しい財政状況を御理解ください。
なお、旅費支給については、県教育委員会としては引き続き速やかな執行に努めてまいります。また、各市町村教育委員会をとおして各学校に適正な執行についての周知徹底を図ってまいります。

⑵３号業務の県外大会の引率旅費の別途支給を図ること。
⑶義務研修のための旅費の確保を図ること。
⑷修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。
① 団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年１・２学級の場合）
② 特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮

旅費の確保に努めてまいりますが、財政状況は厳しく、一律に修学旅行引率教員の増員を図ることは困難です。
毎年追加配当基準を定め、その基準に合ったところには、１～２名分の追加配分を行っているところであり、引き続き追加配当ができるよ努めてまいります。

⑸へき地手当，地域手当の維持・改善を図ること。
⑹ 特殊業務手当については。３号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また、４号業務による管理職員が組織上やむを得ず部活動指導に関わった場合、特殊業務手当（部活動指導手当）の支給を図ること。

管理職員への特殊業務手当の支給は困難です。